スマレジ

第16期
定時株主総会
招集ご通知

株式会社スマレジ　証券コード：4431

16th General Meeting of Shareholders

決議事項　**第1号議案**　取締役5名選任の件

第2号議案　当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

開催情報　2021年7月28日（水）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）

TKP大阪本町カンファレンスセンター　大阪市中央区久太郎町3-5-19 大阪DICビル3F

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に書面による議決権行使をお願い申し上げます。

また、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ配信を行います。視聴方法は末尾に記載の「株主総会ライブ配信のお知らせ」をご確認ください。

株主の皆様へ

TO BE THE NEW STANDARD

スマレジをプラットフォーム化 POSトップシェア獲得を狙う



2021年4月期の売上高は 3,324百万円(前期比102.3%)、営業利益845百万円(前期比112.6%、営業利益率25.4%)という結果になりました。コロナ禍の不透明な状況のなか8年連続の増収増益を達成することができました。変わらぬ皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。

さて、2011年にスマレジを立ち上げてから丸10年が経ちました。思い起こせばリーマンショック不況で苦しんでいる中から起死回生を狙って生み出したのがスマレジでしたから「不況にも耐えうるビジネスモデル」を目指した10年でもありました。今日の当社経営方針が、しっかりと利益を出す筋肉質経営であるのは、そういった背景があったためであり、このコロナ禍においても利益を着実に積み上げることができた理由だと考えております。次の10年は、中期経営計画に記載の通り「TO BE THE NEW STANDARD」というスローガンのもと日本のPOSトップシェア獲得を狙います。その基礎となるのは2020年7月にリリースした「スマレジ・アプリマーケット（スマレジ4）」です。

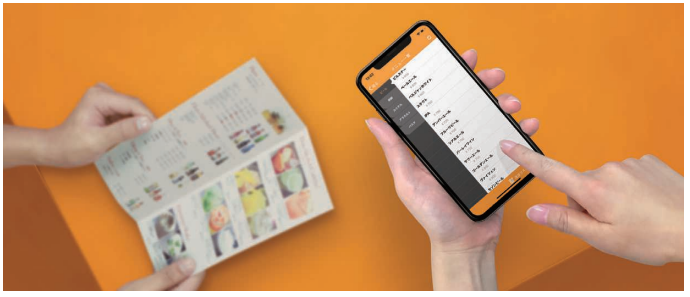
これはスマレジをプラットフォーム化するものであり、スマレジが、あらゆる店舗のPOSレジになり得る可能性をもったことを意味します。基本的なレジ機能をスマレジが提供し、それ以外の各業種固有の機能をアプリマーケットで幅広く品揃えし、販売することであらゆる業種やニーズに対応してゆくことができます。まさに次世代のPOSスタンダードになるべき仕組みだと自負しており、当社にとって非常に大きな一歩を踏み出すことができたと考えております。

奇しくもスマレジ10周年の節目は、先行き不透明なコロナ禍の真っ最中となりました。引き続き筋肉質経営でありながらも、欧米のSaaS企業に倣い、継続的な高成長を狙う投資を積極的に実施して参ります。

ピンチはチャンスと言うように、このコロナ禍の不安定さをチャンスと捉え、次の10年の飛躍となるアクションをとり続けて参ります。株主の皆様におかれましては、引き続き熱いご支援をお願い申し上げます。

スマレジの事業内容









スマレジは、売上分析や高度な在庫管理など、小売業や飲食・サービス業の店舗運営の効率化を実現する従来型POSレジシステムの枠を超えた、クラウドベースの新しいPOSレジシステムで、販売データ（POSデータ）を中心としたプラットフォーム事業を展開しています。

業界初、POSデータを活用したプラットフォームサービスを開始



開発者がスマレジのデータを使ったアプリケーションを開発し、小売店・飲食店に向けて販売することができるプラットフォームサービス

勤怠管理の枠を超えた、これからの勤怠管理サービス

簡単に給与計算ができる勤怠管理システム。休暇管理、シフト管理、日報、プロジェクト管理などの機能をはじめ、各種保険や税計算、複雑な賃金体系にも対応しています。

スマレジのビジネスモデル

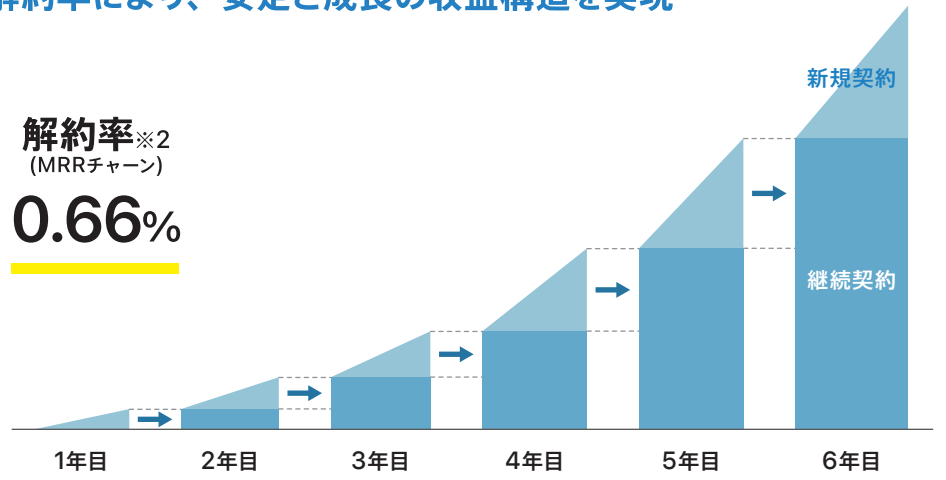
① クラウドサービス月額利用料等

安定と成長を両立するサブスクリプション型ビジネス

高い顧客満足度と低い解約率により、安定と成長の収益構造を実現

ARR※1
20.7億円

解約率※2
(MRRチャーン)
0.66%



※1　ARR（スマレジ月額利用料の年間経常収益）：21年4月のMRR（クラウドサービス月額利用料等）を12倍して算出
※2　第16期(20/5～21/4)のMRRチャーンレート（既存顧客の月額利用料に占める解約により減少した月額利用料の割合）

② クラウドサービス関連機器販売等

POSレジならではの初期導入費用が発生、月額利用料以外の収益源を確保

レシートプリンターやキャッシュドロアなどの
周辺機器やレシートロール紙などの消耗品の
販売を行っております。
また、初期セットアップやトレーニングなどの
サービスも有償提供しております。

STORE STORE タブレットPOS周辺機器が全て揃うオンラインストア



（証券コード　4431）
2021年７月12日

株 主 各 位

大阪市中央区本町四丁目２番12号
株式会社スマレジ
代表取締役　山　本　博　士

第16期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年７月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付お願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年７月28日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　大阪市中央区久太郎町３－５－19　大阪ＤＩＣビル　３Ｆ
ＴＫＰ大阪本町カンファレンスセンター
（会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようにご注意ください。）

３．目 的 事 項

[報告事項]　第16期（2020年５月１日から2021年４月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

[決議事項]　第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

（お願い）当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.smaregi.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	在任年数	取締役会への出席状況
1	やまもと　ひろし 山本　博士	再任	代表取締役	14年	100% (17回/17回中)
2	みなと　りゅうたろう 湊　隆太朗	再任	取締役 副社長	８年	100% (17回/17回中)
3	みやざき　りゅうへい 宮﨑　龍平	再任	取締役 開発本部長	２年	100% (17回/17回中)
4	たかまだて　こうへい 髙間舘　紘平	再任	取締役 事業戦略本部長	７ヶ月	100% (４回/４回中)
5	あさだ　しんじ 浅田　慎二	再任 社外	社外取締役	１年	100% (12回/12回中)

（注）１　髙間舘紘平氏は、2020年12月14日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任されたため、取締役会出席回数が他の候補者と異なっております。
　　２　浅田慎二氏は、2020年７月30日開催の第15期定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、取締役会出席回数が他の候補者と異なっております。

候補者番号 1

山本 博士（やまもと ひろし）

再任

候補者とした理由▶

山本博士氏は、2013年に当社代表取締役に就任して以来、強いリーダーシップを持って当社を牽引してまいりました。また、当社サービス「スマレジ」の開発者でもあることから、同サービスに精通した上での迅速な決断や実行力により、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日
1977年11月14日

所有する当社株式数
434,000株

取締役会への出席状況
100%(17回/17回中)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月　株式会社椿本チエイン　入社
2003年 1 月　オールインワンソリューション株式会社　入社
2006年11月　当社入社
2007年 7 月　当社取締役
2010年12月　株式会社プラグラム　設立
　　同社代表取締役
2013年 8 月　当社代表取締役社長
2018年 4 月　当社代表取締役（現任）

候補者番号 2

湊 隆太朗（みなと りゅうたろう）

再任

候補者とした理由▶

湊隆太朗氏は、当社入社時より開発に関する業務に従事し、開発に関する専門知識を有しております。第15期より副社長として社内環境に対応した機動的なマネジメントによって当社の企業価値向上に寄与しており、今後も更なる活躍が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日
1978年7月21日

所有する当社株式数
262,000株

取締役会への出席状況
100%(17回/17回中)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4 月　三井ホーム株式会社　入社
2003年10月　オールインワンソリューション株式会社　入社
2008年12月　当社入社
2010年12月　株式会社プラグラム　入社
2013年 8 月　当社取締役
2016年 9 月　当社取締役開発本部長
2019年 7 月　当社取締役副社長（現任）

候補者番号 3

宮﨑 龍平（みやざき りゅうへい）

再任

候補者とした理由▶

宮﨑龍平氏は、当社入社以来開発業務に従事し、開発部長を歴任したのち、第15期より開発本部の本部長兼取締役を担当しております。同氏は、開発部門を統括する豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後も開発部門の責任者として業績拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日
1987年１月15日

所有する当社株式数
19,000株

取締役会への出席状況
100%(17回/17回中)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年11月　アイオステクノロジー株式会社　入社
2011年 1 月　当社入社開発課長
2017年 1 月　当社開発部長
2019年 7 月　当社取締役開発本部長（現任）

候補者番号 4

髙間舘 紘平（たかまだて こうへい）

再任

候補者とした理由▶

髙間舘紘平氏は、2021年１月の当社取締役就任後、経営企画室の責任者として、これまでの豊富な知識や実務経験に基づいて当社スマレジベンチャーズ（CVC事業）やマーケティングの業務に取り組んでおり、当社の新しい事業領域へ貢献してきました。
今後も当社の事業と業績拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日
1983年１月30日

所有する当社株式数
0株

取締役会への出席状況
100%(４回/４回中)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 4 月　株式会社ジャフコ（現　ジャフコグループ株式会社）　入社
2012年10月　株式会社N・フィールド　社外取締役就任
2013年12月　セカイエ株式会社　代表取締役就任
2017年 3 月　株式会社Q　代表取締役就任
2021年 1 月　当社取締役経営企画室長
2021年 5 月　当社取締役事業戦略本部長（現任）

候補者番号 5

浅田 慎二（あさだ しんじ）

社外　再任

候補者とした理由及び期待される役割▶

浅田慎二氏は、事業会社での豊富な経験やクラウドサービス事業に関する幅広い見識を有し、この見識に基づいて取締役会等で当社のサービス展開や経営全般に関する積極的な提言を行っております。当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のための適切な人材として、引き続き選任をお願いするものであります。

生年月日
1977年７月７日

所有する当社株式数
0株

社外取締役在任期間
１年

取締役会への出席状況
100%(12回/12回中)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 ４月	伊藤忠商事株式会社　入社
2003年10月	ITOCHU Technology, Inc.(現CTC America：米国サンタクララ)出向
2005年 ６月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（現CTC）　出向
2010年 ４月	キャプラン株式会社　出向
2012年 ６月	マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院経営学修士号取得
2012年 ７月	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社出向　ディレクター
2015年 ３月	セールスフォースドットコム入社
	セールスフォース・ベンチャーズ日本代表就任
2018年 ２月	セールスフォースドットコム執行役員　バイスプレジデント
2019年 ２月	セールスフォースドットコム常務執行役員　バイスプレジデント
2020年 ４月	One Capital株式会社設立　同社代表取締役CEO就任（現任）
2020年 ７月	当社社外取締役（現任）
2020年 ９月	フリー株式会社　社外取締役（現任）

（注）１　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２　浅田慎二氏は社外取締役候補者であります。
３　当社は、浅田慎二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
４　当社は、浅田慎二氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
５　当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第２号議案　当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2017年７月31日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいております。今般、取締役による当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本PSU制度」といい、本RS制度と総称して「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案し、上記取締役の報酬等の枠内で、対象取締役に対して、本RS制度に基づき譲渡制限期間（下記１で規定される。以下同じ。）の開始日の属する事業年度中に開催される当社の定時株主総会の開催日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額及び本PSU制度に基づき各評価期間（下記２(1)で定義される。以下同じ。）の一事業年度に係る報酬等として支給する金銭報酬債権の総額の合計（以下「本制度に関する報酬等の総額」という。）を100百万円以内（社外取締役については20百万円以内）とし、また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年２万株以内（社外取締役については４千株以内）（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）として設定いたしたいと存じます。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は７名（内、社外取締役１名）ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（内、社外取締役１名）となります。

記

１．本RS制度

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、本RS制度による譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の本制度に関する報酬等の総額の金額（年額100百万円）の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。また、本RS制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数についても、上記の本制度に関して発行又は処分される当社の普通株式の総数である年２万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的を踏まえ、本RS制度における譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役の任期が満了する時（次回の定時株主総会終結時）としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本RS制度により発行又は処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立して

いない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本RS制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、譲渡制限期間において本RS割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、譲渡制限期間は上記のとおり、その任期とあわせて譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役の任期が満了する日（次回の定時株主総会日）とする。
② 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
③ 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
⑤ 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
⑦ 本RS割当契約における意思表示及び通知の方法、本RS割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本RS割当契約の内容とする。

2．本PSU制度

(1) 本PSU制度の概要

本PSU制度は、対象取締役に対し、一事業年度（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2021年５月１日から2022年４月30日の一事業年度とし、当初の評価期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各評価期間終了直後に開始する一事業年度を新たな評価期間として、本PSU制度を実施することができることとします。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、評価期間分の報酬等として交付する事後交付型業績連動型の株

式報酬制度です。
したがって、本PSU制度は上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものであることから、本PSU制度の導入時点では、株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

(2) 本PSU制度の仕組み
本PSU制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。
（ⅰ）当社は、本PSU制度において使用する当社業績等の各数値目標（当初は、ARR及び売上高を想定しております。）やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等を当社取締役会において決定します。
（ⅱ）当社は、評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。
（ⅲ）当社は、上記(ⅱ)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定します。

(3) 業績連動型株式報酬制度に基づき各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法
当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定します。

[算定式] 基準交付株式数（※1）×支給率（※2）×役務提供期間比率（※3）
※1 各対象取締役の職位等を考慮して、当社取締役会において決定します。
※2 評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から100%の範囲で算定されます。
※3 評価期間中の在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

なお、上記(2)(ⅲ)の金銭報酬債権は、上記の本制度に関する報酬等の総額の金額（年額100百万円）の範囲内で支給するものとし、本PSU制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数についても、上記の本制度に関して発行又は処分される当社の普通株式の総数である年２万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整することができるものとします。）。

(4) 対象取締役に対する当社普通株式の交付要件
本PSU制度においては、評価期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合には、各対象取締役に対し

て当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象となる対象取締役及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、上記(3)記載の算定方法に従い、評価期間経過後の当社取締役会において決定します。なお、対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本PSU制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(5) 組織再編時の取扱い

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当社普通株式に代えて、合理的に定める金銭を支給することとします。

なお、当社は2021年３月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を、本制度に沿って、変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に１年間に発行又は処分される株式総数は、上記の上限数の範囲内であり、希釈化率も軽微であることから、本議案の内容は、相当であると考えております。

【ご参考】

当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員その他の一部従業員（管理職）に対し、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度及び事後交付型業績連動型株式付与制度を導入する予定です。

以　上

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度においては、企業収益や雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策を背景とし、三度にわたる緊急事態宣言の影響を受けながらも、緩やかな回復傾向が続きました。国内外の経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大によるリスクや、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は顧客ニーズを満たすための新たな施策として、スマレジ・アプリマーケットを軸に、アプリコンテストを開催したり、従来とは異なった視点から当社サービスの充実を図ってきました。また、コロナ禍においてもオンライン商談はもちろん、感染予防策を講じた上での対面商談を充実させ、主要都市へ低コスト型のショールームを展開し、顧客の獲得に努めてきました。その結果、当事業年度末には当社主力サービス「スマレジ」の登録店舗数が96,000店舗を突破いたしました。

他方、当社は第４四半期会計期間において、当社サービスとシナジー効果を得られる可能性を秘めたサービスを展開する企業に対し、「スマレジ ベンチャーズ」として資本業務提携を行いました。提携先が提供するサービスとの連携によって、当社サービスの機能向上や、投資先企業の事業成長を加速させることが期待されます。

また、2021年３月には、「長期ビジョン・中期経営計画VISION2031」を発表しました。当社主力サービス「スマレジ」のサービス開始から10周年を迎え、広告宣伝費の投下、アプリマーケットの活性化、当社サービス「スマレジ・タイムカード」の更なる成長及びクリエイティブ人材の育成を軸に、当社事業の拡大のみならず、我が国の経済発展に寄与してゆく所存です。

こうした状況の下で、当事業年度の当社売上高は3,324百万円（前期比2.3％増）、経常利益は846百万円（前期比12.6％増）、当期純利益は583百万円（前期比6.7％増）となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は77,578千円であり、その主な内容は、自社作成基幹システム65,954千円であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）財産及び損益の状況

区　　分	第13期 2018年４月期	第14期 2019年４月期	第15期 2020年４月期	第16期（当期） 2021年４月期
売　　上　　高（千円）	1,393,268	1,976,620	3,249,986	3,324,452
経　　常　　利　　益（千円）	316,514	408,719	751,684	846,556
当　期　純　利　益（千円）	218,552	293,091	547,135	583,922
１株当たり当期純利益（円）	28.43	36.69	58.06	60.50
総　　資　　産　　額（千円）	795,444	3,242,136	4,055,339	4,499,345
純　　資　　産　　額（千円）	497,873	2,769,192	3,321,407	3,676,632
１株当たり純資産額（円）	64.76	297.92	352.09	378.76

（注）１　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２　１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
３　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第14期の期首から適用しており、第13期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
４　2018年12月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（5）対処すべき課題

① お客様のニーズに応える技術力やサービスの強化

スマレジのユーザーは毎年増加を続けており、登録店舗数も96,000店舗を突破しました。ユーザーの潜在的ニーズやユーザーが当社サービスを使用して生じた新たなニーズを抽出し、当社サービスの機能に反映させていくことが当社の強みであり、これが競合他社との差別化の要因となっております。お客様のニーズを迅速かつ的確に抽出できるようお客様の意見を取り入れる機会を増加させ、当社サービスの機能に適時に反映できるように、当社の技術力の強化に努めてまいります。

② レジ機能のみに偏らない今後の当社サービスの拡充について

当社では、ユーザーのニーズに基づき、スマレジの定期的なバージョンアップを行い、その利便性や安全性を高めてまいりましたが、当社の人的リソースに限界があるため、スマレジの機能に反映が出来ていないユーザーのニーズが存在します。この課題に対し、当社では昨年より「スマレジ４」として、当社以外のサードパーティー（第三者である法人若しくは個人事業主等）にもスマレジAPIを公開し、従来社内のみで行っていたスマレジの機能拡充等を、サードパーティーでも行えるようになりました。また、サードパーティーが開発したスマレジの関連サービスや追加機能はスマレジ・マーケットプレイスで販売が可能となっています。他方で、当社ではCVC事業としてスタートアップ企業への投資を行うと同時に当社サービスとの連動を実現し、サービスの拡充を図るなど、新しい施策にも対応しております。

③ 技術者（ソフトウェアエンジニア）の確保について

当社のシステムの安定稼働のためには、日常的なメンテナンス、社内でのテスト運用が必要となっております。それらを運用する優秀な技術者を確保し続けることは、お客様に安定的かつ使いやすいサービスを提供するためには必要不可欠と認識しております。また、継続的な機能追加及びバージョンアップや、関連する新規サービスの開発にかかる技術者の確保も必要ですので、継続して当社ビジネスの根幹でもある技術者の確保に努めてまいります。

また、今後、日本の労働者人口が減少していくと考えられるなかで、技術者もまた減少することが考えられます。魅力的な労働環境や技術者を増やすための啓蒙活動を通して、当社のみならず、技術者全体の数の増加及び優れた技術者の育成にも注力してまいります。

④ 組織力の強化

職務分掌の明確化や、新たな管理職の登用及び各部署の増員も行い、組織体制も充実してきましたが、スマレジのリリースから10年を経過した今、新たなフェーズに向かうための組織体制の強化を図ってゆきます。本年度より執行役員制度も導入しており、事業領域をより明確にし、事業の拡大と企業の成長スピードに耐えうる組織の構築を目指す必要があると考えております。

⑤　コンプライアンス体制の強化

企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。ユーザーや社会からの信頼向上のため、今後もコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。当社では、従業員に向けての定期的なインサイダー取引の防止に関する研修の実施や、内部通報制度の強化等、社内研修の強化も図っており、コンプライアンス体制の強化に引き続き対応してまいります。

（6）主要な事業内容（2021年４月30日現在）

スマレジ事業
ウェブサービスの企画、設計、デザイン、開発及び提供
データ収集及び分析事業
通信販売事業
企業及び事業への投融資

（7）主要な営業所（2021年４月30日現在）

本社　　：大阪市中央区本町四丁目２番12号
東京オフィス　　：東京都渋谷区広尾一丁目１番39号
名古屋ショールーム：愛知県名古屋市中区栄三丁目17番15号

（8）従業員の状況（2021年４月30日現在）

従業員数　　124名（前期比　　5名減）
平均年齢　　32.8歳　　平均勤続年数　　２年11ヶ月

(注)　従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員(派遣社員・アルバイト・パート)は含んでおりません。

（9）主要な借入先（2021年４月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2021年４月30日現在）

（１）発行可能株式総数　31,000,000株

（２）発行済株式の総数　　9,780,900株（自己株式73,964株を含む。）

（３）株主数　　1,701名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社山本博士事務所	1,645,600株	16.95%
徳田　誠	1,613,500株	16.62%
株式会社徳田	1,000,000株	10.30%
株式会社MOCCI	605,000株	6.23%
株式会社MINATO	580,000株	5.97%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	565,500株	5.82%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	471,500株	4.85%
山本　博士	434,000株	4.47%
三菱UFJキャピタル５号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　三菱UFJキャピタル株式会社	327,200株	3.37%
湊　隆太朗	262,000株	2.69%

（注）持株比率は、自己株式（73,964株）を控除して計算しております。

（５）その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が347,500株、資本金が43,492千円、資本準備金が43,492千円増加しております。

また2020年10月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式73,900株の取得を行っております。この結果、当事業年度において、自己株式が315,553千円増加し、当事業年度末において自己株式が315,823千円となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

名　　称	第２回新株予約権
発行決議日	2018年４月24日
保有者数 　監査役	 １名
新株予約権の数	50個
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使価額	１株当たり370円
権利行使期間	2020年５月１日から2028年３月31日まで
行使の条件	①新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続及び権利行使はできるものとします。 ③新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 当社は、2018年12月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は、調整後の内容となっております。

名　　称	第３回新株予約権
発行決議日	2018年10月31日
保有者数 取締役（社外取締役を除く）	１名
新株予約権の数	285個
新株予約権の目的となる株式の数	28,500株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使価額	１株当たり680円
権利行使期間	2020年12月１日から2028年９月30日まで
行使の条件	①新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続及び権利行使はできるものとします。 ③新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。 ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(注) 1　取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。
2　当社は、2018年12月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は、調整後の内容となっております。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
山　本　博　士	代表取締役	—
湊　　隆太朗	取締役副社長	—
地　引　一　由	取締役	営業本部長
宮　﨑　龍　平	取締役	開発本部長
髙間舘　紘　平	取締役	経営企画室長
田　川　良　行	取締役	管理部長
浅　田　慎　二	取締役	One Capital株式会社　代表取締役CEO フリー株式会社　社外取締役
望　月　拓　也	常勤監査役	—
大　平　　豊	監査役	大平総合会計事務所　所長
村　田　雅　幸	監査役	パブリックゲート合同会社　代表社員 Chatwork株式会社　社外監査役 株式会社リグア　社外取締役

（注）1　取締役 浅田慎二氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　監査役 大平豊氏及び村田雅幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3　監査役 大平豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4　当社は、取締役浅田慎二氏、監査役大平豊氏及び監査役村田雅幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5　取締役 徳田誠氏及び取締役 鈴木雅哉氏は、2020年７月30日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役浅田慎二氏、監査役大平豊氏及び監査役村田雅幸氏は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役に悪意又は重大な過失があった場合を除き、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を補填することとしております。但し、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年７月31日開催の第12期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年３月14日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）の決定にあたっては、2021年３月12日開催の当社取締役会において以下のとおり決定しております。

③ 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、各取締役の前年度の報酬を基本に、前年度の管掌部門の成績や業務の達成度を加味して算出した額を固定報酬として支払うこととしております。

④ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公平性及び透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が各取締役の前年度の報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた上で報酬額の案を作成し、当該案を取締役会で決議していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (うち社外取締役)	133,390 (3,840)	133,390 (3,840)	－ (－)	－ (－)	9 (2)
監　査　役 (うち社外監査役)	15,120 (6,720)	15,120 (6,720)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
計	148,510	148,510	－	－	12

（注）上記の取締役の支給人員には、2020年７月30日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

（5）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
取　締　役	浅　田　慎　二	One Capital株式会社　代表取締役CEO フリー株式会社　社外取締役
監　査　役	大　平　　豊	大平総合会計事務所　所長
監　査　役	村　田　雅　幸	パブリックゲート合同会社　代表社員 Chatwork株式会社　社外監査役 株式会社リグア　社外取締役

（注）1　社外取締役浅田慎二氏の兼職先であるOne Capital株式会社及びフリー株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
2　社外監査役大平豊氏の兼職先である大平総合会計事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。
3　社外監査役村田雅幸氏の兼職先であるパブリックゲート合同会社、Chatwork株式会社及び株式会社リグアと当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	浅田慎二	就任後に開催された取締役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。浅田氏は、SaaS事業における高い見識と、経営戦略や投資事業等に関する豊富な経験により、実践的かつ多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督が期待される中、このような経験等を活かして当社経営への助言を行ってきました。
監査役	大平豊	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会17回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士としての実務経験や知見から発言を行っております。
監査役	村田雅幸	当事業年度に開催された取締役会17回中16回及び監査役会17回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、証券業界での豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

（注）1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務執行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「スマレジ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。

② 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。

③ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取締役及び監査役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

② 取締役及び監査役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

② 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。

③ 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。

② 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

③ 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

5．取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役会に報告する体制を整備する。

② 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、常勤監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役会から要求のあった文書等は随時提供する。

③ 監査役会への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

② 内部監査人は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

① 当社は、「スマレジ企業倫理行動指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認する。

② 反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．当社では、取締役及び監査役全員出席のもと、原則月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

2．監査役会は、原則月１回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3．当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通して代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスに関しては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益還元を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質の強化に必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。

当事業年度においても、引き続き当社が成長過程にあると認識していることから、今後の事業拡大のための新規投資等に資金を充当するため、内部留保の確保を優先し、無配とさせていただきます。

（注） 本事業報告中の記載額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年４月30日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科 目	金 額
流動資産	**3,943,333**
現金及び預金	3,611,118
売掛金	142,950
商品	104,711
前払費用	34,045
その他	51,122
貸倒引当金	△615
固定資産	**556,011**
有形固定資産	**146,133**
建物	143,674
工具、器具及び備品	2,459
無形固定資産	**186,749**
商標権	890
ソフトウエア	142,177
ソフトウエア仮勘定	43,682
投資その他の資産	**223,128**
投資有価証券	20,000
出資金	18
敷金	169,527
長期前払費用	73
繰延税金資産	33,509
資産合計	**4,499,345**

負債の部	
科 目	金 額
流動負債	**741,690**
買掛金	124,095
未払金	101,651
未払費用	30,286
未払法人税等	181,426
未払消費税等	80,119
前受金	192,368
預り金	31,703
その他	39
固定負債	**81,022**
資産除去債務	81,022
負債合計	**822,713**
純資産の部	
株主資本	**3,676,632**
資本金	**1,141,550**
資本剰余金	**1,111,880**
資本準備金	1,111,880
利益剰余金	**1,739,024**
その他利益剰余金	1,739,024
繰越利益剰余金	1,739,024
自己株式	**△315,823**
純資産合計	**3,676,632**
負債・純資産合計	**4,499,345**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自　2020年５月１日　至　2021年４月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		**3,324,452**
売上原価		**1,262,845**
売上総利益		**2,061,607**
販売費及び一般管理費		**1,216,132**
営業利益		**845,474**
営業外収益		
受取利息	31	
その他	1,273	1,305
営業外費用		
支払利息	23	
その他	200	223
経常利益		**846,556**
税引前当期純利益		**846,556**
法人税、住民税及び事業税	263,594	
法人税等調整額	△960	262,634
当期純利益		**583,922**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　2020年５月１日　至　2021年４月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,098,058	1,068,388	1,068,388	1,155,101	1,155,101
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	43,492	43,492	43,492		
当期純利益				583,922	583,922
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	43,492	43,492	43,492	583,922	583,922
当期末残高	1,141,550	1,111,880	1,111,880	1,739,024	1,739,024

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△140	3,321,407	3,321,407
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)		86,985	86,985
当期純利益		583,922	583,922
自己株式の取得	△315,683	△315,683	△315,683
事業年度中の変動額合計	△315,683	355,224	355,224
当期末残高	△315,823	3,676,632	3,676,632

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 ～15年
工具、器具及び備品	4 ～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（4）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．会計上の見積りの変更

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当社は、2020年５月15日開催の取締役会において、恵比寿ショールーム及び札幌サポートセンターの退去について決議を行っております。これにより、利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更をしております。

この見積りの変更により資産除去債務残高が9,184千円増加し、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ28,345千円減少しております。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　87,565千円

（2）当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式（株）	9,433,400	347,500	－	9,780,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　347,500株

（2）当事業年度の末日における自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式（株）	39	73,925	－	73,964

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による増加　73,900株

単元未満株式の買取り請求による増加　25株

（3）当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　　80,500株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	1,352千円
未払事業税	11,369千円
資産除去債務	24,825千円
減価償却超過額	913千円
合併受入資産評価差額	9,635千円
その他	9,874千円
繰延税金資産小計	57,970千円
評価性引当額	△9,635千円
繰延税金資産合計	48,335千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△14,826千円
繰延税金負債合計	△14,826千円
繰延税金資産純額	33,509千円

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

将来の機動的な経営遂行に資するために、経営環境を鑑み、当座貸越契約の締結により資金調達の安定化を図っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃貸契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、得意先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、適切に表示しております。

ⅱ 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ⅲ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社管理部において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち64％が特定の決済会社に対するものであります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2021年４月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,611,118	3,611,118	－
(2) 売掛金	142,950	142,950	－
(3) 敷金	169,527	170,165	638
資産計	3,923,596	3,924,234	638
(1) 買掛金	124,095	124,095	－
(2) 未払金	101,651	101,651	－
(3) 未払法人税等	181,426	181,426	－
負債計	407,173	407,173	－

(注) 1　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	地引　一由	(被所有)直接 1.42%	当社取締役	ストックオプションの権利行使（注）	10,850	－	－
役員	田川　良行	(被所有)直接 0.00%	当社取締役	ストックオプションの権利行使（注）	12,650	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)　2016年４月７日開催の臨時株主総会、2018年４月24日開催の臨時取締役会及び2018年10月31日開催の臨時取締役会の決議に基づき発行したストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　378円76銭

（２）１株当たり当期純利益　60円50銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、当事業年度の業績には大きな影響は出ておりませんが、本感染症は経済、企業活動に多大な影響を与えるものであります。

当社は、当該影響が翌事業年度の一定期間にわたり継続するものの、その後ゆるやかに回復する仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期及び状況によっては、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２１年6月２５日

株式会社スマレジ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　内田　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗原　裕幸　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スマレジの２０２０年5月1日から２０２１年４月３０日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２０年５月１日から２０２１年４月３０日までの第１６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年6月２８日

株式会社スマレジ　監査役会

常勤監査役　望　月　拓　也　㊞

社外監査役　大　平　　豊　㊞

社外監査役　村　田　雅　幸　㊞

以　上

トピックス

2020/07~

アプリマーケットとCVC事業「スマレジ ベンチャーズ」の始動

2020年7月、スマレジユーザーが各々の課題や目的にあわせて自由に必要な機能（アプリ）を追加することができる「スマレジ・アプリマーケット」を公開しました。
また、2021年1月にはCVC事業「スマレジ ベンチャーズ」を始動。
アプリ開発者への投資、事業支援、販売支援などを通じてアプリマーケットをより活性化させ、エコシステムの構築を目指します。

2021/3

長期ビジョン・中期経営計画 VISION2031を発表



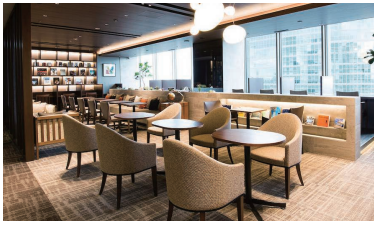
2020/12

アプリコンテスト開催



2020/10~12

新宿と品川にショールーム開設



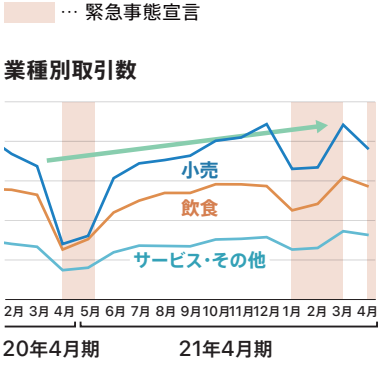
2020/10

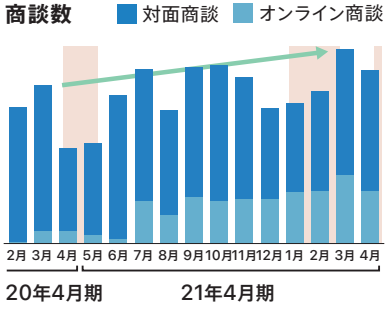
累積取扱金額が3兆円を突破



新型コロナウイルス感染症による影響

スマレジPOSデータより抽出した取引数、商談数ともに上昇基調。緊急事態宣言による悪影響は回数を追うごとに緩和、平常時に向けて回復しています。





KPIサマリー (2020年5月~2021年4月)

ARR
20.7億円
YoY +30.3%

ARPA
17,480円
YoY +2.1%

ARPU
7,389円
YoY +0.1%

1契約毎の平均店舗数
2.37店舗
YoY +2.2%

CAC
96,297円
YoY -2.3%

LTV
761,473円
YoY -0.37%

ユニットエコノミクス
LTV / CAC
7.9
YoY +2.0%

MRRチャーン
0.66%
YoY -0.07%

登録店舗数
96,313店舗
YoY +14.8%

有料店舗数
19,568店舗
YoY +22.3%

MAU
24,759店舗
YoY +26.2%

GTV
8,580億円
YoY +2%
コロナ禍の影響で経済活動が減少

ARR(スマレジ月額利用料の年間経常収益):21年4月のMRR(クラウドサービス月額利用料等)を12倍して算出、**ARPA**:有料契約1契約あたりの顧客単価、**ARPU**:有料店舗1店舗あたりの顧客単価、**CAC**:1契約あたりの顧客獲得コスト、**LTV(顧客生涯価値)**:1契約あたりの顧客生涯価値(関連機器販売は除く)LTVの算出にはMRRチャーンではなく契約の解約率を使用して算出)、**ユニットエコノミクス**:LTV / CACで計算される1顧客あたりの採算性、**MRRチャーン**:スマレジの月間経常収益から算出される解約率、**MAU**:当月取引のあるアクティブ店舗、**GTV**:スマレジで処理された取引金額

受付中 事前にご質問を受付けております

当社へのご質問やご意見などがございましたら、以下のフォームよりお聞かせください。
株主の皆様の関心の高いご質問につきましては、本定時株主総会にて取り上げさせて頂く予定です。

ご質問受付フォームURL

https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2021/prequestion.php

ご質問受付期限：2021年7月21日（水）午後6時00分

※すべてのご質問にお答えできない場合がありますことをご了承ください。
※ご質問の受付は、上記ご質問受付フォームからのみとさせて頂きます。
※頂いたご質問に関して、個別に回答は致しかねますので、ご了承ください。
※本定時総会で取り上げるに至らなかったご質問に関しては、今後の参考とさせて頂きます。
※頂いたご質問は、ご質問者が特定出来ないような形で、当社ウェブサイトで公開させて頂く場合があります。

株主メモ

上場証券取引所	東京証券取引所マザーズ市場
証券コード	4431
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 0120-094-777

決議ご通知は郵送しておりません

本定時株主総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告させて頂きます。
株主の皆様にはご不便かと存じますが、予めご了承ください。

第16期定時株主総会ご案内

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に書面による議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信のお知らせ

第16期定時株主総会の模様は、**ライブ中継** にて **動画配信** を行います。
当日、下記URLにアクセスすると株主総会動画がご覧いただけます。

2021年7月28日（水）午前10時00分
https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2021/

質疑応答について

当日、下記URLの質問フォームよりご質問を受け付けいたします。
https://corp.smaregi.jp/ir/shareholders-meeting/fy2021/question.php
頂いた質問の内容や当日の進行の都合上、全てのご質問に回答できない場合があります。
また、頂いたご質問は、ご質問者が特定できないような形で、当社ウェブサイトで公開させて頂く場合があります。

中継会場

TKP大阪本町カンファレンスセンター
大阪市中央区久太郎町3−5−19 大阪DICビル3F

スマレジ
https://corp.smaregi.jp/